

回数 〔年度〕	問 題
第67回 〔平成29年度〕	<p>甲株式会社（以下「甲社」という。）は、A製造場及びB製造場において単式蒸留焼酎の製造免許を受けている。</p> <p>甲社は、A製造場で製造し、酒類販売業者に販売するために平成29年8月1日に同製造場から課税移出した単式蒸留焼酎500本が返品されることとなったことから、平成29年8月20日、このうちの300本をB製造場に移入した。残りの200本については、子会社である乙株式会社（以下「乙社」という。なお、乙社はC製造場において単式蒸留焼酎及び連続式蒸留焼酎の製造免許を受けている。）に販売することとし、同日、B製造場を経由せずに、酒類販売業者からの直送により乙社C製造場に移入された。</p> <p>平成29年8月25日、甲社は、同月20日に移入した単式蒸留焼酎のうち200本を、B製造場から酒類販売業者に販売するために課税移出した。</p> <p>また、平成29年8月26日、乙社は、移入した単式蒸留焼酎の全量に自社で製造した連続式蒸留焼酎を混和し、いわゆる甲乙混和焼酎とした。平成29年9月2日、当該甲乙混和焼酎の全量を酒類販売業者に販売するために移出した。</p> <p>(1) 甲社B製造場及び乙社C製造場のそれぞれにおいて、移入した単式蒸留焼酎に係る酒税法第30条（戻入れの場合の酒税額の控除等）の適用関係について説明するとともに、それぞれにおいて控除を受ける場合の手續を説明しなさい。</p> <p>(2) 酒税法第30条（戻入れの場合の酒税額の控除等）において、酒類が酒類の製造場に移入される等した場合の税額控除が規定されている趣旨を説明しなさい。</p>